



広報

まつの

平成25年

11月号

November



スポーツの秋、町内の小中学校でも運動会や体育祭が行われました。

児童数の少ない南小学校では、秋空の下、地域住民が一体となって運動会が催され、大人も子どもも一緒になって楽しみました。

特集 予土線の魅力



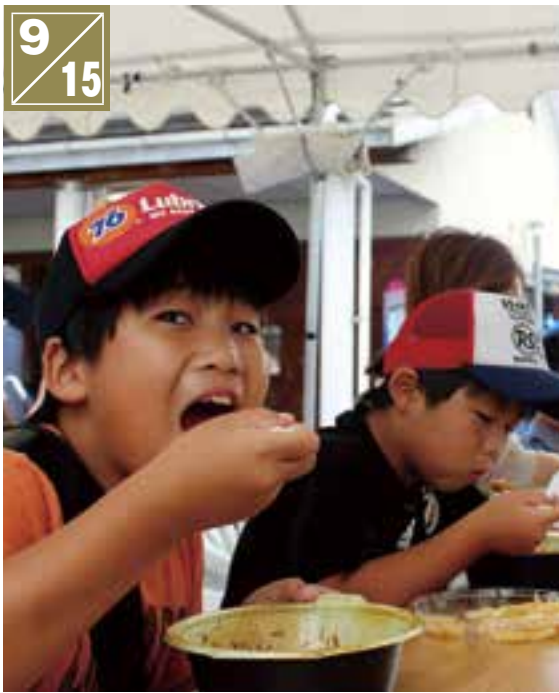
予土線！特選!!グルメ市

JR予土線は、地域の足として利用されてきましたが、過疎・高齢化などの影響から、利用者はJR四国発足時から比べて、約1/3にまで減ってきています。しかし、生路線としても、沿線の振興のためにも重要な路線であるため、運行存続のために沿線の自治体が協力して利用促進に力を注いでいます。このような中、9月15日(日)に、JR近永駅周辺で「予土線！特選!!グルメ市」が開催されました。これは、愛媛県予土線利用促進対策協議会が、予土線の利用促進をPRするために開催しているもので、会場には予土線沿線のご当地グルメの実演・販売や、地元の特産品を販売する屋台が軒を連ねました。

また、当日JR予土線を利用した来場者には、販売品に使えるクーポン券1,000円分がプレゼントされるといった特典もあり、JR近永駅の駅舎は、予土のうまいものを目当てに駆け付けた人たちで埋め尽くされていました。

当日は、沿線のゆるキャラとの記念撮影や、もちまき、お楽しみ抽選会、ジオラマや予土線の写真展示、ミニSLの運行なども行われ、子どもも大人も楽しめるイベントとなりました。

9/15



JR予土線ぽっぽ音楽祭&予土うまいもの合戦

10月6日(日)には、JR松丸駅で「ぽっぽ音楽祭」ぽっぽ温泉効能は音楽」が開催されました。また、同時開催として、松丸駅周辺で「予土うまいもの合戦」駅前大おきやく」も行われ、町内外から約6,000人が会場を訪れました。

この催しは、JR予土線松丸駅舎活用事業として、JRや予土線利用促進対策協議会の協力のもと行われたもので、予土線の利用促進や沿線地域の魅力発信を目的としています。当日は予土線を利用して会場を訪れた来場者を対象に、予土うまいもの合戦で使用できるクーポン券のプレゼントもあり、予土線を利用した来場者は250名を超えたようです。

松丸駅のプラットホームに特設されたステージでは、お馴染みの「鬼城太鼓」の迫力ある演奏を皮切りに、地元松野中学校出身のロックバンド「THE WORLD」によるアコースティックライブ、南予地区を起点に活躍するフォークバンド「ゆずの香り」による懐かしのフォークソングの演奏が行われ、会場を沸かせました。

ステージの締めくくりには、全国的に注目されているシンガーソングライター、レーモンド松屋氏が登場し、約1時間の演奏で会場を大いに盛り上げました。



10/6

- 1 「鬼城太鼓」による迫力ある演奏
- 2 「THE WORLD」によるアコースティックライブ
- 3 「ゆずの香り」によるフォークソング演奏
- 4 圧倒的歌唱力でファンを魅了する「レーモンド松屋」氏



1 松野町長 阪本壽明氏
2 宇和島駅駅長 西田昭広氏
3 フォレストキャニオン 奥野要助氏

また、ステージでは、阪本町長、JR宇和島駅の西田駅長、フォレストキャニオンの奥野要助氏によるトークセッションも行われました。トークセッションは、予土線や沿線の観光事業などを題材に行われ、その中で阪本町長は、「予土線が走る四国西南地域は、今まで交通の便などから、東京から一番遠い地域だと言われてきた。そういった中で残されてきた自然などの観光資源を大切に、西南地域が連携して、県境のない観光事業を展開していきたい。」と述べました。フォレストキャニオンの奥野氏は、「キャニオニングはフランス発祥のリバースポーツで、滑床渓谷はその岩肌の形状から、日本屈指のキャニオニングスポットと言われている。また、滑床は自然林が多く、ロープ木登りなどのスポーツも楽しめるアウトドアに適した観光資源なので、滑床の良さを日本中に発信して、集客を上げたい。」と語り、西田駅長は「予土線は、ゆつくりと景色を楽しみながらトコトコ走る良さがある。5日には、トロッコ列車のリニューアルも行い、サイクルトレインも順調に集客を伸ばしている。また、来春には世界一遅い新幹線というキャッチフレーズで、新幹線を模した列車の運行も計画している。現在、JRでは『手振り運動』と称して、沿線の住民に汽車が通った際には、旗や手を振って観光客におもてなしの意を伝えてもらう運動を展開している。住民が一体となった観光PRをお願いしたい。」と提案しました。

JRでは、ホビートレインやサイクルトレインの運行を始め、トロッコ列車のリニューアル、車内観光アナウンスの導入など、新しい取組を行っています。みなさんも、買い物などの際にはJR予土線を利用してみてはいかがでしょうか。

リニューアルしたトロッコ列車登場!



10月5日にお披露目された、新しいトロッコ列車「しまんトロッコ」。出発式には、阪本町長も参加し、宇和島土佐大正間を試乗しました。また、当日は雨の中たくさんの方が沿線から旗を振って声援を送りました。

平成25年第3回松野町議会定例会が、9月17日に召集され、9月17日と10月2日に提出議案などが審議されました。主な内容は次のとおりです。

報告 松野町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議案 松野町庁舎建設基金条例について
松野町税条例の一部を改正する条例について
松野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
平成25年度松野町一般会計補正予算（第2号）
平成25年度松野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
平成25年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計補正予算（第2号）
平成25年度松野町介護保険特別会計補正予算（第2号）

▼ 原案どおり可決されました。

認定 平成24年度松野町一般会計歳入歳出決算の認定について
平成24年度松野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
平成24年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
平成24年度松野町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
平成24年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
平成24年度松野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
平成24年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

▼ 原案どおり認定されました。

意見 道州制導入に反対する意見書

▼ 原案どおり可決されました

補正予算の概要

平成25年度松野町一般会計補正予算（第2号）

補正額：53,144千円（補正後の予算額：3,061,983千円）

【主な補正理由】

総務費では、財産管理費に、「庁舎建設基金条例」の上程に伴う本年度分の積立金として35,000千円を計上。情報通信基盤施設管理費に、松野中学校建設に係る光ファイバケーブル移設工事などの負担金として、鬼北地域情報通信基盤施設管理運営費負担金5,078千円を追加。民生費では、老人福祉費に、老人保健交付金及び老人医療給付費国庫負担金の確定による返還金908千円を計上。衛生費では、保健センター費に、屋上の防水ビニールシートが経年劣化による破損のため、保健センター改修事業費2,019千円を計上。農林水産費では、農地費に、国庫補助事業による、農業用ため池の耐震性点検調査に係る一斉点検委託料3,000千円、目黒地区の農道整備に係る測量設計委託料2,447千円を計上。

平成25年度松野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

補正額：38,294千円（補正後の予算額：675,595千円）

【主な補正理由】

総務費に、歳計剰余金の2分の1以上の額にあたる財政調整基金積立金25,000千円を計上。諸支出金に、前年度の療養給付費負担金の精算による、負担金返還金13,058千円を追加。

平成25年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計補正予算（第2号）

補正額：3,385千円（補正後の予算額：286,288千円）

【主な補正理由】

施設整備費に、経年劣化による屋上防水シートの補修事業費3,385千円を計上。

平成25年度松野町介護保険特別会計補正予算（第2号）

補正額：8,196千円（補正後の予算額：686,301千円）

【主な補正理由】

基金積立金に、前年度の介護給付費が確定したことによる予算措置として、介護給付費準備基金積立金7,424千円を追加。諸支出金に、前年度の国庫負担金等の精算に伴う予算措置として、返還金772千円を追加。

一般質問

土居 一誠 議員

まちづくりと県営農地開発事業団地の活用について
本町には、昭和50年度から7年間にわたり、総事業費20億円をかけて、県営による16団地、111ヘクタールもの山成工法による立派な優良農地が誕生しています。あれから30年余り、人口の減少と超高齢社会を迎え、その環境は年々厳しいものがありますが、時代に打ち勝つ工夫を重ねて、この大きな町の財産である開発農業団地を6次産業化やブランド化に積極的に生かすべきと考えます。

①16団地、111ヘクタールの現況と新規作目について

②これからの営農方式と労働対策に工夫はあるか

③団地全体の営農計画への取組みについて

④1ターンの、Uターンを含め、農業後継者の確保、養成対策について、また、農業高校や農業大学への進学対策について

①「えひめ農林漁業担い手育成公社」の所有地は今後どう活用していくのか。

②民間による「養豚事業」と「野菜団地事業」構想が言われてきたが、現在の進捗状況についてはどうかまた、町行政として、どのようなスタンスで対応されているのかお尋ねします。

③土地改良区の負債処理問題も農地開発事業に関係する一連の問題であるが、解決の見通しはどうか。

町長答弁

本町には、16カ所、111ヘクタールに及ぶ農地開発団地があり、以降、農業生産基盤の中心拠点としての機能を果たしてきました。

しかし、30年を超す時代の経過、農業、農作物の変遷の中で、現在ではその約1割が耕作放棄地となり、生産効率や農家所得が年々低下している団地も見受けられます。

このような農業の衰退は、全国の中山間地域の共通の悩みではありますが、農家の高齢化による後継者、担い手不足、野生鳥獣被害の増大、農産物価格の下落と生産経費の高騰など、簡単には克服できない複合的かつ構造的な要因によるもので、農家は非常に厳しい経営環境に晒されており、

この危機的状況を脱却し、農業を中心とする地域経済の持続的な発展を図るためには、地域の農産物を生産、出荷のみならず、付加価値を高め有利販売を実現するブランド化、そして生産から加工、流通販売を一体的に進める6次産業化が不可欠であり、その鍵を握るのが、農地開発団地の再生であると考えています。

①作目ごとの現況を見ると、桃と茶は全盛期の約1/3に落ち込んでおり、特に茶については、生産者価格は1/3以下となり、大幅な赤字経営で、このままでは1、2年後には産地消滅という危機的状況を迎えるのではないかと危惧しています。

花木については、植栽面積はあまり減っていないものの放任園がかなり増えており、実質は1/4程度の生産になっていると思われ、

梅の生産は、新しい販路が徐々に開拓されているものの単価安は改善されず、農林公社によって耕作放棄地に梅の新植を予定していますが、面積の確保が難しくなっている状況です。

一方で、柚子については団地造成当時の約3倍の面積に増えており、このままでは過剰生産に陥るおそれがあることから、新しい加工商品の開発や販路の開拓を、早急に進める必要があると痛切に感じています。

②③松野町の農業の持続的発展を図るためには、優良農地である農地開発団地を再生し、高度に利用する営農モデルを構築ことが不可欠だと考えています。

このため、地方局鬼北農業指導班、JAえひめ南鬼北営農センター、松野町農林公社、さらには鬼北地域農業支援センターと連携し、産業振興課を事務局として、「農地開発団地再生プロジェクト」会議を立ちあげて、これまで、現地の調査、農家の意向、経営状況など、現状と課題、対策など、策定作業を進めています。

その具体的内容は、地域内の担い手や営農組織さらには民間の農業法人などのメリットを生かして、団地ごと、作物ごと、農家ごとにそれぞれ実現可能な組み合わせを検討し、推進したいと考えています。

その中で、プロジェクトの柱として4つの事業を位置付けており、まず1つ目の柱として、桃、茶、梅、柚子、栗など、開発団地から生産される地域の特産品に、加工、そして流通販売という手間を加えること、いわゆる6次産業化に取り組むことにより、高い付加価値を得ることができ、ひいては農家所得の向上、生産意欲の喚起、後継者の確保にもつながっていくと考えています。

2つ目の柱として、まとまりのある開発団地を中心に、民間力で畑作や野菜作りによる土作り、有機農業、循環型農業の導入を促進することによって、耕作放棄地の再生と地域雇用の創出、活性化を目指していきます。

3つ目の柱は、岡山市に本社のある高級和菓子メーカーとの連携協定による原材料の供給で、特に松野町では、加工用の桃の生産に積極的に取り組んでいく考えです。今後もさらに調査研究を進めてその成果を農家に還元し、地域おこし協力隊など新たな制度や事業も取り入れて、中核となる農家の育成、担い手の確保、産地としての確立を目指していきます。また、かつて鬼北が一大産地を誇っていた「栗」についても、JAを中心に鬼北地域で増産体制を進めており、それ以外の農産物についても、原材料と



して供給が可能な検討して、できるだけ多くの品目をルートに乗せたいと考えています。

最後の4つ目の柱は、まだ具体化はできていませんが、高齢者でも比較的取り組みが容易な軽量作物の導入を進めていきたいと考えています。

現在、検討しているのは、肉体的にハードな作業や、高額な設備投資が困難な高齢者でも、投資の要らない、負担の少ない軽作業で、契約生産、販売方式による安定した所得が得られるような、作物を導入できれば、まだまだ農業をやりたいと考えている人は多いと思います。

また、民間生産法人の参入による畑作経営、野菜栽培の収穫や選別、運搬などの作業協力など、このようなニーズに応えて、高齢者が地域農業の貴重な担い手として活躍してもらうため、地域内の高齢者のみならず、全町的なシルバー人材センターの機能が発揮できるよう、社会福祉協議会等と連携が必要であり、国や県、関係機関の指導も受けながら、開発団地等再生プロジェクトの中で、導入の可能性を模索しているところです。

④地域の農業は70代80代が担っている現状であり、後継者の確保と世代交代の促進は、まさに待ったなしの状況となっています。

しかし、町内の現状を見回しても、青年壮年層で認定農業者あるいは地域の中心となっている農業者は、残念ながら数えるほどしかいません。

このような状況の中、農地と担い手をどう結び付けていくかを地域ぐるみで考えていく「人・農地プラン」を策定することが、国の施策として打ち出され、そのメリット措置のひとつとして、45歳未満の新規就農者に対して手厚い支援がなされることとなりました。

また、地域おこし協力隊の活用費用についても国から特別交付税で支援されることとなっています。

このような有利な補助制度等を活用し、また農林公社の農業研修生制度も組み合わせながら、町出身者のもとより都市在住の若者も視野に入れて、意欲のある農業後継者を発掘し、積極的に育成、支援し

ていきたいと考えています。それらと並行して、今の農業経営が魅力的なものとして若者に認識してもらえるように、収益性が高くやりがいのある農業経営モデルの確立に取り組んでいく予定です。

また、農業に関心のある中学生、高校生に対しては、将来の有力な担い手候補として、学校や教育部署と連携しつつ進路の指導、紹介にあたりたいと考えています。

当鬼北地域には、歴史と伝統を誇る県立北宇和高校の生産食品科があり、多くの卒業生が、それぞれの分野で活躍しています。

高校内には、農業教育振興協議会があり、毎年、情報交換や、生徒たちの活動報告、プロジェクト発表などを行っています。

学生たちは、地域に密着し、根付いた教育、実践を通して、農産物や加工品の開発に取組み、すでに商品化、販売されているものもあります。

できれば、学生たちが地域に熱い想いで研究開発した加工品等が、規模は小さくても地域のブランド産業として育成し、そこに若い卒業生たちが誇りを感じながら就労できるような事につながれば、進学対策を始め、農業後継者の確保養成の一助になるのではないかとのお思いもあります。

①「えひめ農林漁業担い手育成公社」の所有地の活用については、松野町にとっても長年の懸案あり、町内にある優良農地を、今の状態で放置することはできず、担い手公社と連携しながら、過疎と限界集落が危惧されている上家地区の再生・活性化はもとより、松野町の農業振興上からも早急に解決しなければならぬ重要課題であると認識しています。現在の状況は、「農地開発団地再生プロジェクト」の4本の柱のうち、有機畑作農業として再生を図るべく、担い手公社や民間農業生産法人と調整を行っています。

また、具体的な動きとしては、農業経営基盤強化促進法に基づき、担い手公社の保有地を中心とする須山団地、黒ヶ谷団地内の農地に対して、所有者で

ある貸し手と、借り手である民間法人より、賃貸借によって野菜の有機栽培を行うという申し出があり、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定手続きに従って、現在農業委員会において審議中です。

この利用権の設定は、農業委員会が個別に調整し、判断することになっていますが、担い手公社の保有地の活用のみならず上家地区の発展、活性化にも大きな意義のある事業として、町としても情報提供や意見調整に可能な範囲で取り組みたいと考えています。

②豊岡陣ヶ森団地への養豚事業については、農地の用途変更に必要な地元の同意を、まだ得ることができない状況であり、地元においても様々な動きがあることは承知しておりますが、地元の同意が得られないところ無理に民間の養豚経営を行うことはできませんし、また、太陽ファーム側も地元の円満な受け入れ態勢があつてこそ進出するとの考えは変わっており、結論が出るにはもう少し時間を要するものと判断しています。

③土地改良区については、農地開発事業と圃場整備事業を中心に全町的な土地改良事業の推進母体として、昭和50年に設立し、38年が経過しています。それぞれの団地委員長を中心に、歴代の役職員の努力で、地元負担金の徴収、償還率は99%以上となりました。

しかし、平成元年頃から年々滞納額が増大し、内部の努力と、厳しい滞納処分、町の支援などで切り抜けてきたものの、これ以上、打つ手はなく、土地改良区理事長の立場としても大変苦慮している状況です。土地改良区においても、理事会などで対応策を何度も協議していますが、当初から一般経常賦課金を徴収していないため、内部留保金を全く持たない財務構造であり、また滞納処分もすでに限界まで実施していることから、理事会の自助努力だけでこの窮地を脱することは、もはや不可能であると考えざるを得ません。

このため、土地改良区として、町や議会と一体的な打開策などをお願いしたいと考えています。

稲田 溜議員 防災対策について

国の中央防災会議・南海トラフ巨大地震対策作業部会が、昨年建造物と人的被害の予測を公表して1年余りが経過しました。

去る5月24日政府の地震調査委員会は、南海トラフ巨大地震の確率を含む新たな長期評価を公表し、今後30年以内にマグニチュード8以上の地震が起こる確率を60〜70%としました。地震調査委員長は「切迫度はかなり高いという受け止め方をしてほしい」と述べています。また、今年は、異常気象で局地的豪雨や全国各地で最高気温を更新し、最近では突風や竜巻が各地に甚大な被害を与えています。

巨大地震をはじめ、台風や集中豪雨・土砂災害・山林崩壊・竜巻など自然災害の発生が常に懸念されています。災害からまずは町民の命を守るために、有効な対策をたてるのが大切であると考えますが、次の事項について質問します。

- ①被害想定に対応した防災計画の見直しと、BCP（業務継続計画）の策定について。
- ②現在の自主防災組織の育成・支援対策と各組織の活動状況について。
- ③町民の防災意識の更なる高揚が必要であるといえるが、具体的にどう講ずる考えであるか。
- ④町民各自の持ち家の耐震化（一室でも）が進めば多くの命が守られる。その後の、耐震化の進捗状況と対策について。



町長 答弁

①昨年8月に公表された、国の南海トラフ巨大地震による被害想定結果を踏まえ、愛媛県でも県内市町ごとの、より詳細な被害状況を推計した愛媛県地震被害想定調査結果第一次報告がまとめられました。

本町としても、この第一次報告に注目し、内容について精査をしています。昨年の国の被害想定結果と今回の愛媛県の第一次報告は、主に津波被害に特化した内容となっており、現在のところ具体的に本町の地域防災計画に反映される箇所は無いものと思われませんが、秋頃に公表される予定の県の第二次報告では、倒壊家屋等の建物被害や死亡、負傷等の人的被害が追加される見込みであり、その内容を踏まえて本町の防災計画の改正を検討することとしています。また、BCP（業務継続計画）についても、県内全市町でも計画の策定、協議が進められており、先行して建設業などの企業の業務継続計画がいち早く策定されているようです。

業務継続計画と地域防災計画は内容は違うものの、関連性も必要と考えており、地域防災計画の改正を期に、BCPについても積極的に取り組んでいきたいと考えています。また、現在、計画策定に向けた調査・研究のため、愛媛大学防災情報研究センターの自治体業務継続研究会に参加するなど、担当課で具体的な検討を進めているところです。

②本町の自主防災組織も平成17年11月に全町域で発足して以来、各地区において独自の活動や、県や町の補助金を活用した事業を展開しています。最近では、3ヶ年かけて各自自主防災会に防災士を配置する事業を行っており、本年度末には全組織に防災士が配置でき、来年度以降は活発な活動が期待され、行政としてもその活動の手伝いができる体制を整えたいと考えています。

また、本年度に吉野生地区で3部落合同の避難訓練も計画されており、その支援や各組織の育成に努めたいと考えています。

③平成23年3月に発生した東日本大震災以降、全国

で防災意識は高まっていますが、年を追うごとにその意識も薄れつつあることは事実であり、近い将来に高い確率で発生が予測されている南海地震に備えるためにも町民の防災意識を高めることは大切であると考えます。そのためには、行政はもとより、一人ひとりの備えである自助、自主防災組織等の共助も大切であり、その推進のために行政としては、ハード面とソフト面、両方の支援を進めています。

また、今後も防災士を中心とした訓練会や学習会の開催、防災に関する情報の発信や諸行事への積極的な参加の呼びかけを行い、更なる防災意識の高揚に努めたいと考えています。

④本町の木造住宅の内、昭和56年度の建築基準法改正前に建築された木造住宅の割合は約69%です。耐震の整備率については、耐震診断及び改修については、すでに個人で実施している人もおり、全ての把握はできませんが、平成18年度からは国の補助事業として、木造住宅の耐震診断事業、平成24年度からは、診断から改修まで行える事業を実施しており、回覧・ホームページなどで周知、募集を行ってききましたが、平成24年度末までの耐震診断の実施件数が4件という状況です。

本年度の取り組み状況ですが、6月に町内回覧にて耐震診断5件、耐震改修5件を募集しています。また、松丸地区をモデル対象地域とした戸別訪問・パンフレット配布などを実施し、PR活動を行っているところで、現在のところは耐震診断について1件の申請があり診断・評価を行っています。この1件につきましては、引き続き耐震改修についても実施を検討しているところです。

今後、30年以内に50%の確率で発生すると想定されている運動型巨大地震等の大規模災害に備え、民間住宅の耐震化への取り組みについても引き続き回覧・パンフレットの配布・町内放送等での募集を行っていくと共に、松野町ホームページを活用したPR活動も行うこととしています。

松野町敬老式

9月13日(金)、コミュニティセンターで松野町敬老式が行われ、祝い年を迎えた人や老人クラブの役員など約150人が参加しました。今年の町内の祝い年該当者は、喜寿85名、傘寿74名、米寿51名、卒寿41名、白寿4名、百賀3名となっています。

敬老式では、松丸保育園と吉野生保育園の園児によるオープニングショーの後、該当者に対し記念品の贈呈が行われました。

その後に行われた児童作文の発表では、松野西小学校の山田裕太さん、南小学校の奥田悠加さん、東小学校の酒井綾乃さんが、それぞれ、おじいちゃん、おばあちゃんに対する感謝の気持ちを読み上げ、参加者の笑顔を誘いました。

その他、保健センター職員による健康講話や、宇和島警察署による交通安全講話、フレンドまつつの有志によるアトラクションも行われ、式典に華を添えました。

また、山本宮久さん(富岡)に対し、内閣総理大臣から満百歳の祝い状が交付されることとなり、9月17日には、愛媛県による伝達式が自宅で行われました。高齢者のみなさん、これからもお元気で長生きしてください。



- ① 満百歳を迎えた山本宮久さん
- ② 百賀を迎えた武内ムメヲさん
- ③ 百賀を迎えた河野ヨシエさん
- ④ 白寿を迎えた松本マヌミさん

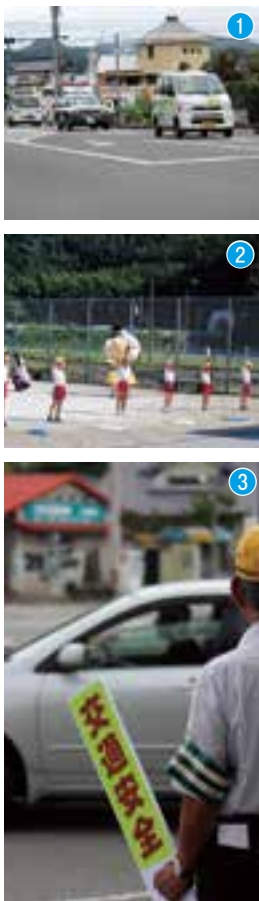
秋の交通安全運動

9月21日から30日までの10日間、秋の全国交通安全運動が展開され、松野町でも、9月21日(土)に交通安全自動車パレードと人の輪作戦が行われました。パレードの出発式では、町内松丸の柳野治示氏に対し、全日本交通安全協会から優良運転者として「緑十字銅賞」が送られ、鬼北交通安全協会の井上六廣会長による伝達がありました。

また、宇和島警察署の田村修也交通課長が、「県警では今年、交通死亡事故アンダー50を展開しているが、9月の段階で交通事故による死亡者は49人と、極めて達成が難しくなっている。宇和島警察署管内でも、事故の件数やケガ人は減少しているものの、3件の死亡事故が発生しており、そのすべてが鬼北や吉田などの周辺部で起こっている。警察としても、周辺部での交通安全啓発を徹底していきたい。」と述べ、阪本町長も、「平成23年以降の町内交通死亡事故0を継続していくため努力したい。」と展望を語りました。

今回、自動車パレードと人の輪作戦に参加したのは、鬼北交通安全協会町内各支部の会員や交通安全指導員、松野町交通安全推進協議会会員の約50名、それぞれが交通安全旗を掲げた車に乗り込み、町内をパレードしたり、大門橋周辺の沿道でドライバーにブラカドなどで交通安全を呼びかけたりしました。

期間中は、松丸・吉野生両保育園による交通安全パレードも行われ、可愛い園児たちのダンスで、地域の住民に交通事故防止を訴えました。また、老人クラブや小学生を対象とした交通安全教室も各地で開催されています。



9/21

- ① 交通安全自動車パレードの様子
- ② 吉野生保育園による交通安全パレード
- ③ 人の輪作戦の様子
- ④ 松丸保育園による交通安全パレード
- ⑤ 豊岡前老人クラブの交通安全教室



トレイルランニングフェスティバル

9月22日(日)、滑床溪谷で「トレイルランニングフェスティバル」が開催されました。

「トレイルランニング」とは、「トレイル(山道や獣道などの小道)」と「ランニング」を組み合わせたもので、山道などの舗装されていない道を走るスポーツです。

今回のイベントの第1部では、立正大学教授の山西哲郎氏とプロ車いすレーサーの廣道純氏、NPO法人全国トレイルランニングガイド普及協会の忠政啓文理事長が「人はなぜ走るのか?」というテーマでトークライブを行いました。その中で、車いすレーサーの廣道氏は、「自分は高校1年生の時バイク事故を起こし、車いす生活となったが、車いす競技に出会ったおかげで、誰よりも早く走れるようになった。今回も車いすで山を走るという貴重な経験ができるのを楽しみにしている。」と自身の障害を前向きに語り、参加者にエールを贈りました。

第2部の溪谷トレイルランツアーでは、遊歩道の入り口から千畳敷までを、参加者全員でゆっくりとランニングをし、溪谷から発せられるマイナスイオンと、森林の澄んだ空気を満喫しました。また、廣道氏も雪輪の滝までの往復を車いすで完走し、身体能力の高さを披露しました。



1

- 1 立正大学教授 山西哲郎氏
- 2 車いすレーサー 廣道 純氏
- 3 トレイルランニングガイド普及協会理事長 忠政啓文氏



3



2

9
22

人権啓発講演会

9月29日(日)、愛媛県人権対策協議会による地域啓発講演会がコミュニティセンターで行われ、町内外から約150名が参加しました。

今回講師として迎えたのは、大阪教育大学非常勤講師の土田光子氏です。「私を創ったものゝ部落差別との出会い」という演題で行われた講演では、自身の生い立ちに関する葛藤や、中学校教師としての経験がユーモアを交えて語られ、会場に笑いや感動を誘いました。

同氏は、自らも父親の虐待を受けて育ち、父親への憎しみを背負ったまま大人になったそうです。大阪市の中学校に赴任して、被差別部落の子どもたちや、在日朝鮮人の子どもたち、発達障害を持った子どもたちに接し、それぞれが持つ悩みや葛藤の裏に何があるのかを理解しようとする中で、自身も成長し、考え方を変えられるようになったと語りました。

差別の現実に関わり、よく学ぼうとすることで、様々な考え方が生まれると同氏は語ります。2月1日には「森の国人権の集い」も開催される予定です。皆さんも、このような学習会で、人権に関して考えてみてはいかがでしょうか。

講師紹介

土田 光子氏

1952年生まれ

1977年より教員生活がスタート。91年に大阪府八尾市の中学校に赴任し、同和地区から通ってくる生徒たちの一担任として、子どもたちが教室で見せる姿の背景には、それぞれが背負う暮らしがあることを常に意識し、生活丸ごとでつながる集団づくりに取り組み続けてきた。

現在、大阪大学非常勤講師。



9
29

人権の広場



食育を考える

食欲の秋。秋の味覚・さつま芋が今年も東小学校の裏の畑で育ち、地域の人の指導の下、小学校1、2年生と一緒に芋ほりを行いました。「どんなお芋かな?」「頑張って大きいお芋をほろぞ!」と朝からやる気満々の園児たちは、「どんなお芋が土の中に眠っているのか掘ってみなくては分からない」とドキドキしながら小学生と一緒にツルを引つ張りました。「うわー!大きなお芋!」「一人じゃ抜けないよう、誰か手伝って!」などと会話が弾み苦戦しながらも全員で力を合わせて、次々に収穫、芋が掘り出される度に歓声が上がリ、「お兄ちゃん」と引つ張つたら簡単に抜けたよ」「顔ぐらいあって重たかったなあ」など、小学生との交流を心から楽しんでる微笑ましい姿が見られました。また、地域の人や小学生のお兄さんお姉さんたちに「ありがとう!」のお礼を言ってお園に戻ってからも興奮が冷めず、お互いに掘つた芋の話で盛り上がりついでに「さつき掘つたお芋だね」「甘くておいしいね」と子どもたちはホクホクのお芋をたくさん食べました。夏の暑い日、子どもたちが一人一人ペットボトルに水を入れて、東小学校の裏の畑へお芋の水やりをし、散歩の途中、畑に立ち寄ってお芋の成長をまじかに見ていたので、小学生や地域の人と収穫した喜びは格別だったことでしょう。

今年度も保育園では、保健福祉課が取り組む食育推進事業「げんキッズ」により、食に関心がもてるよう年4回の指導を受けています。保育の場でも、食事の時に、保育士が命をいただくことを伝え、「いただきます」「ごちそうさま」の挨拶に心を込めて、感謝の気持ちをもって食事をしています。また、園庭の畑でも、四季折々の野菜の収穫を楽しみ、採れたての野菜を給食に入れてもらって野菜の苦手な子どもたちも喜んで食べています。野菜を育てながら命の大切さも学んでいます。

「食育」は、日々の保育内容に幅広く関連し、子どもたちの育ちに強い影響力をもっています。これからも、私たち保育士は、食育が大好きな、生きる力に満ちた子どもたちを育てる保育実践に取り組みしていきたいと思っています。

吉野生保育園長 山田 かすみ



まちの投句箱

葛句会 九月例会句会

於 町民センター

深山路の瀬音かすかに葛の花
香ばしき土鍋のおこげ栗ご飯
誘ひの月明りして寝落ちけり
桐一葉散る音静や坂登る
その昔人住むとやら葛の蔓
虫の音るつばに入りし吾が家かな
夕暮れや一際高し法師蟬
夕焼けの故郷よ偲ぶ潮路かな
秋蝶の行きつ戻りつ沈下橋
登り来し異人館の菊畑
寄り添ひて里の生活の良夜かな
秋晴れや東京五輪の決る朝
四万十川の淡水魚族吾亦紅
明月や物を唾えて猫帰る
曼珠沙華群れ咲くあたり無縁墓

吉野句会 九月例会句会

於 吉野生公民館

母の葬仕切りし娘らに秋夕日
リハビリのふる里小道草の花
新涼や少し軽めの鍬買ひぬ
気温差のめまぐるしきや今朝の秋
猪垣の網目に直と曼珠沙華

赤松 午子
稲谷キミ子
上田みち子
岡本 三葉
竹内サダ子

俳句のポスト投句作品優秀句

九月投句分

佳作

《不器男記念館》

深秋や飯屋に掛かる不器男の句

鬼北町 中尾 正

《虹の森公園》

鬼灯や下校の子等に会釈され

鬼北町 中尾 正

稲の花大きく揺らす通り雨

八幡浜市 二宮 正

この里の土に生かされ田草取る

八幡浜市 前田 一卯

廃屋の庭守り咲く曼珠沙華

松野町 駒山 忠夫

山鳩や薄暮れな染む秋の嶺

松野町 駒山 忠夫

《目黒ふるさと館》

歩むごとくバツタの跳べる草の土手

松野町 田中志津代

ふるさとの味、作ってみよう! 『秋編』

「エプロンおばさん」が伝えていきたい一品!」



- ①米は洗って普通に炊く。
- ②大根葉はゆでて水気を絞り、細かく切る。
- ③じゃこ天は横半分につけて薄切り。
- ④さといもは、皮をむいて塩でぬめりを取り、5mmの厚さに切つて下ゆでをする。
- ⑤鍋に、さといもとだし汁を入れて火にかける。
- ⑥いもに半分程度に火が通つたら、調味料を入れて煮含め、汁気が少なくなつたら、③を加えてさつと火を通す。
- ⑦ごはん⑥を適量混ぜる。

地元と季節の食材を使った一品!
大根葉には、カルシウムやビタミンなど栄養がいっぱいです。ぜひどうぞ!

(松野町食生活改善推進協議会)

- 菜めし (3合分)
- 米 3合
 - 大根葉 (間引き菜) 240g
 - さといも 200g
 - じゃこ天 1枚
 - 砂糖 小さじ1
 - 薄口しょうゆ 大さじ1, 1/2
 - だし汁 約180cc





いけもとりく
池本吏来くん (写真右)

2009年11月3日生まれ (4歳)

吏来くんは、ちょっぴりお調子者だけど、優しいお兄ちゃん。走ったり、体を動かすのが大好きで、将来の夢は、戦隊ヒーローになることだそうです。

いけもとえみる
池本笑琉ちゃん (写真左)

2011年11月2日生まれ (2歳)

歌やおどりが大好きな笑琉ちゃん。少し気が強く、転んだくらいじゃ泣きません(笑)。お世話好きな活発な妹です。

2人とも、お友達とも仲よく、元気にのびのび育ってね。

集まれ! 11月生まれ!

広報まつのでは年齢・性別を問わず、誕生日の町民をどんどん紹介していきます!

今回は、吉野生保育園に通うげんきッズ3人です。



12月1日 生まれの町民募集!

本コーナーに掲載を希望される方は、総務課広報担当までお気軽にご連絡ください。

※紙面の都合により掲載できない場合がありますのでご了承ください。

【問い合わせ先】 ☎42-1111 (内線221)

ますもりかいおう
舛森海王くん

2010年11月3日生まれ (3歳)

海王くんは、家では1番のおしゃべりさん。大人の会話にも、すかさず入りこんできて笑わせてくれます。大きくなったら、ダンブやコンボ、バスなどの運転手になりたい海王くん、お父さんとお母さんと一緒に、これからも思い出をいっぱい作ってね。

同期生募集!

今月から、町内の小中学校の同窓会、同級会を紹介していきます。掲載を希望される人は、総務課広報担当までお気軽にご連絡ください。
※紙面の都合により掲載できない場合もありますのでご了承ください。
【問い合わせ先】 42-1111 (内線221)



岡山県倉敷市で開催した同期会です。

当日は、恩師の大高栄一先生(85才)を迎え、全国各地より38名が参加しました。

我々の同期会は、40代・50代の頃は2~3年に一度でしたが、還暦を迎えてからは、全国各地で年一回開催しており、小学校、中学校に戻り、昔話に花を咲かせ、元気をもらっています。

次回は松野町での開催を決定し、翌朝観光船で瀬戸大橋と、周辺の島々を見学し散会しました。

同期の集い

松丸小学校27年度卒業生
松野西中学校30年度卒業生

お悔み(敬称略)

(住所) (死亡者) (享年)

延野々 小西猪佐武 84歳

松丸 中山 定 65歳

豊岡 城口カズ子 87歳

目黒 清家 大蔵 51歳

吉野 金谷 恭子 77歳

ご冥福をお祈りいたします。

ご寄付お礼(敬称略)

☆社会福祉協議会へ

山崎 浩司 松野町

森田 元春 宇和島市

三輪美代・神谷嘉代 名古屋市

ありがとうございました。

町の人口

平成25年9月30日現在
※外国人を含みます。

世帯数 2,047世帯(+20世帯)

総人口 4,345人(+14人)
男2,044人 女2,301人
(9月中の異動)

○出生 0人 ○死亡 8人
○転入 30人 ○転出 8人

平成24年度決算に基づく松野町の健全化判断比率等を公表します

■概要

この公表は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定に基づいて行うものです。

この法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する指標の公表制度を設け、その比率に応じて財政の早期健全化及び財政の再生等に必要なる行財政の措置を講じることにより、地方公共団体の財政の早期健全化に資することを目的としています。

公表するのは、(1)実質赤字比率、(2)連結実質赤字比率、(3)実質公債費比率、(4)将来負担比率（以下「健全化判断比率」といいます。）と(5)資金不足比率の5指標です。健全化判断比率のうち1つでも早期健全化基準（イエローカード）以上である場合は財政健全化計画を、財政再生基準（レッドカード）以上である場合は財政再生計画を定める必要があります。また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は、経営健全化計画を定める必要があります。

■健全化判断比率及び資金不足比率

本町の平成24年度決算に基づいて算定し、監査委員の審査を経て議会へ報告した健全化判断比率及び資金不足比率は、下記のとおりいずれの比率も国の基準を下回り、現在のところ指標上の財政状況は健全であるといえます。

実質公債費比率は11.4%で、対前年度比で2.2%改善しています。主な要因は、近年の新規地方債発行（借金）の抑制策により、町の元利償還金（借金返済額）が4億7千218万8千円となり、対前年度比で8千224万8千円・14.8%減少したことが影響しています。

将来負担比率は32.8%となり、対前年度比で10.0%改善しています。主な要因は、宇和島地区広域事務組合において実施した施設整備に係る借入金の支払予定額が2千455万7千円となり、対前年度比で1千750万2千円・41.6%減少した一方で、将来負担額に充当することのできる基金残高（貯金）が、財政調整基金の積み増しや、観光産業振興基金の設置などにより10億2千384万5千円となり、対前年度比1億3千175万8千円・14.8%増加したことなどが影響しています。

いずれの指標も早期健全化基準内となっており、今後も改善傾向で推移する見込みとなっておりますが、引き続き行財政改革を徹底し、財政の健全化に取り組めます。

○健全化判断比率

指標名	平成24年度 A	平成23年度 B	比較(A-B)	早期健全化基準	財政再生基準
※実質赤字比率	－（該当なし）	－（該当なし）	－	15.0%	20.0%
※連結実質赤字比率	－（該当なし）	－（該当なし）	－	20.0%	30.0%
実質公債費比率	11.4%	13.6%	△2.2%	25.0%	35.0%
将来負担比率	32.8%	42.8%	△10.0%	350.0%	

※平成24年度決算は黒字であり、実質赤字額、連結実質赤字額がないため「－（該当なし）」で表示。

○資金不足比率

会計名	平成24年度	平成23年度	経営健全化基準
※簡易水道特別会計	－（該当なし）	－（該当なし）	20.0%

※平成24年度決算は黒字であり、資金不足比額がないため「－（該当なし）」で表示。

【用語解説】

項目	内容
実質赤字比率	福祉、教育、まちづくりなど、行政事務本体を扱う一般会計等（一般会計及び住宅新築資金等貸付事業特別会計）の赤字の程度を示し、財政運営の悪化の度合いを表します。家計に例えれば、年収に占める年間赤字額の割合を示すものです。黒字であれば「－（該当なし）」という公表になります。
連結実質赤字比率	一般会計等に加え、国民健康保険・診療所・簡易水道・介護保険・後期高齢者医療保険特別会計の赤字や黒字を合算し、町全体としての赤字の程度を示し、財政運営の悪化の度合いを表します。黒字であれば「－（該当なし）」という公表になります。
実質公債費比率	町の年間収入のうち、借入金（地方債）の返済及びこれに準ずる返済に充てている割合を示し、資金繰りの苦しさを表します。これには、一部事務組合への負担金や公営企業会計に対する繰出金のうち、借金返済に相当するものも含まれています。家計に例えると、年収に占める年間の借金返済額の割合を示すものです。
将来負担比率	一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高が、町の年間収入の何年分に相当するのかわかり、将来財政を圧迫する可能性の度合いを表します。家計に例えると、借金残高が年収の何年分に相当するのかわかりを示すものです。
資金不足比率	公営企業会計（簡易水道特別会計）の資金の不足額の程度を示し、経営状態の悪化の度合いを表します。資金不足額がなければ、「－（該当なし）」という公表になります。

農地を相続したときの届出について

相続等により農地の権利を取得した場合には、地元の農業委員会へ届出する必要があります。

農業委員会は、届出を受理した後で、農地の適正かつ効率的な利用を図られるかを確認し、図られないおそれがある時はあつせん等を行います。

相続による農地の所有権移転は、「所有権を新規に取得する」という扱いではなく、「被相続人の死亡により相続人がその権利義務を承継する」というもので、一般の売買、賃借等のように権利の移転や設定のための法的な手続を要しません。そのため、農地法上の制限を受けることなく所有の権利を取得することになります。しかし、それでは農業委員会で相続人等を把握できないため、持ち主が誰か分からないことによる農地の荒廃を防ぐために、平成21年12月に農業委員会への届出が義務付けられました。届出をしない場合は、罰則を科されることもあります。

農地を相続したものの耕作できず、遊休農地化する可能性がある場合、農業委員会では、適正に利用がされるよう農地の借り手を探したり、農地の管理について相談に応じるなどのお手伝いをしたりします。すぐに買い手や借り手が見つからない場合もありますが、意思表示をしておくだけで、後々その機会が訪れるかもしれません。手続は簡単です。農業委員会事務局までご相談ください。

1 届出が必要な人

農地法の許可を要せずに、相続等、法人の合併・分割、時効等などの理由で農地の権利を取得した人。

※権利を取得したことを知った時から、おおむね10カ月以内に届出することとされています。

2 届出先

権利を取得した農地を管轄する農業委員会へ届出をお願いします。

農地の相続等の届出について不明な点がございましたら、農業委員会事務局までお気軽にお問い合わせください。

3 問い合わせ先

農業委員会事務局 ☎42・2227



各種無料相談所の開設

行政相談

【日時】	11月11日(月) 午前10時～正午
【場所】	町民センター 婦人室
【内容】	行政に関する苦情や要望
【相談員】	行政相談員(有馬節男)
【心配ごと相談】	
【日時】	11月11日(月) 午前10時～正午
【場所】	町民センター 老人室
【内容】	心配ごと相談
【相談員】	民生児童委員

人権相談

【日時】	11月11日(月) 午前10時～正午
【場所】	町民センター 老人室
【内容】	人権相談
【相談員】	人権擁護委員

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます

～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。このため、平成25年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(又は領収証書)を添付してください。

また、平成25年10月1日から12月31日までの間に

今年はじめに国民年金保険料を納付された方については、翌年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている番号にお問い合わせください。

1 控除証明書専用ダイヤル

☎0570・070・117（ナビダイヤル）
☎03・6700・1130

2 受付期間

平成25年11月1日（金）～平成26年3月14日（金）

3 受付時間

- ①月 曜 日 午前8時30分～午後7時
 - ②火～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
 - ③第2土曜日 午前9時30分～午後4時
- 月曜日が祝日の場合は、火曜日に午後7時まで相談を受け付けます。祝日、12月29日～1月3日は、利用できません。

夜間エイズ相談検査のお知らせ

愛媛県では、エイズの正しい知識の普及を図り、感染防止、エイズへの誤解・偏見のない環境を作ることを目的に、12月1～7日を「愛媛エイズ予防週間」と定めています。

期間中、宇和島保健所では左記の日程で夜間の相談・検査を実施します。相談・検査は無料・匿名で受けられ、陰性の場合は、当日30分程度で結果をお知らせできます。なお、今回の夜間相談・検査ではクラミジアの検査も受けることができます。（結果のお知らせは後日となります。）

1 実施日 12月4日（水）

2 場 所 南予地方局 1階
（宇和島保健所）

【問い合わせ先】宇和島保健所 感染症対策係

☎0895・22・5211（内線257）

※通常のエイズ検査は、毎週火曜日午前10時～11時に宇和島保健所で実施しています。

「家族のつどい」のお知らせ

宇和島保健所では、統合失調症発病後おおむね10年以内の人の家族が集まり、情報交換や学習会を行っています。安心して話せる場所です。1人で悩まず、あなたの胸のうちを話してみませんか？ぜひご参加ください。

1 日 程 平成25年11月13日（水）
午後1時30分～3時30分

2 場 所 宇和島保健所

3 対 象 発病後おおむね10年以内の統合失調症の人の家族

4 内 容 座談会・学習会など

【申込み・問い合わせ先】

宇和島保健所 精神保健係

☎0895・22・5211（内線283）

☎0895・22・5211（内線283）

児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当等の額改定のお知らせ

現在お支払いしている手当は、平成11年から13年にかけて物価が下落したにもかかわらず、特例法で手当額を据え置いたことなどにより、本来の手当額より1・7%高い水準（特例水準）になっており、平成24年11月に成立した法律（国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律）で、特例水準の計画的な解消を図ることが定められました。

具体的には、本来の手当額との差の1・7%を平成25年度から平成27年度の3年間で段階的に解消することとなり、平成25年10月からは手当額が0・7%引下げとなっています。各手当の内容、改定後の支給額については左記のとおりです。

1 児童扶養手当

ひとり親家庭の生活の安定と自立を促すため、児童扶養手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

【手当の対象となる児童】

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②父又は母が死亡した児童

※ただし、遺族年金を受けている人は対象となりません

- ③父又は母が重度の障害の状態にある児童
- ④父又は母の生死不明の児童
- ⑤父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- ⑥父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧婚姻によらないで生まれた児童
- ⑨棄児などで父母がいるかいないかが明らかでない児童

【手当額】

- ①児童が一人の場合
- ・全部支給 月額 41,140円（H25.10～）
- ・一部支給 月額 9,710円～41,130円（H25.10～）

②児童が二人の場合 ①に5,000円加算

③児童が三人以上の場合 児童が一人増すごとに3,000円加算

※一部支給の月額額は前年の所得に応じて決定されます。

※平成20年4月より受給者が母の場合、手当を受けてから5年以上経過した方または離婚や死別等から7年以上経過した方については、8歳未満の児童を監護している場合を除き、その2分の1が支給停

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止

止されることとなりますが、次のⅠ～Ⅴに該当する人は所定の手続きを行えば、引き続き同様の手当を受給することができます。（手続きが必要な時期には、役場から関係書類を送付します。）

- Ⅰ 就業している
- Ⅱ 求職活動等の自立を図るための活動をしている
- Ⅲ 身体上または精神上の障害がある
- Ⅳ 負傷または疾病等により就業することが困難である
- Ⅴ 監護する児童または親族が障害、負傷、疾病、要介護状態等にあり、介護する必要がある為就業することが困難である

【所得制限】

手当額を請求する人の前年（1月～6月までに請求する人については前々年）の所得と養育費が一定以上あるときは、全額または一部の支給が停止されます。また、同居の扶養義務者（父・母など）の所得にも一定の制限があります。

【支払期日】 県より4月・8月・12月の3回に分けて、それぞれ前月分まで支払われます。

【児童扶養手当受給者の人へ】

婚姻または内縁関係が生じた場合や遺棄などの理由で家庭を離れていた子どもの父又は母から連絡があったり、帰宅したりした場合などは手当を受ける資格がなくなります。資格がなくなっても手当を受けていると、後で必ず返していただくこととなりますので、すぐに窓口までお届けください。

※認定された方については、年一回所得状況等の提出が義務づけられています。

【問い合わせ先】 町民課 ☎42・11113

2 特別児童扶養手当

精神または身体に中度以上の障害を有する児童について、その児童を監護している父母または、養育者に対して、その生活の向上と福祉の増進を図ることを目的としています。

【手当の対象となる児童】 一定以上の障害を有する

20歳未満の児童。ただし、施設等に入所している児童は対象になりません。

【手当額】 対象児童一人につき

障害認定一級 50,050円（H25.10～）

障害認定二級 33,330円（H25.10～）

【手当の支給】 手当の認定請求をした日の翌月分から支給され、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月分まで支給されます。県から4月・8月・11月の3回に分けて、それぞれの月の前月分まで支払われます。

※認定された人については、年一回所得状況等の提出が義務づけられています。

【問い合わせ先】 町民課 ☎42・11113

3 障害児福祉手当

特別児童扶養手当一級程度の障害の人で、20歳までの人には障害児福祉手当が別途支給されます。

【該当となる人】 20歳までの人で重度の障害状態のため、日常生活において常時介護を必要とする人。（児童福祉法に規定する施設等入所者を除く）

【手当額】 月額 14,180円（H25.10～）

※認定された人については、年一回、所得状況等の提出が義務づけられています。

【問い合わせ先】 保健福祉課 ☎42・0708

4 特別障害者手当

【該当となる人】 20歳以上であって、政令で定める程度の著しく重度の障害の状態であるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする人。（身体障害者福祉法に規定する身体障害者療護施設その他これに類する施設及び病院等に入院中の人は対象になりません。）

【手当額】 月額 26,080円（H25.10～）

※認定された人については、年一回、所得状況等の提出が義務づけられています。

【問い合わせ先】 保健福祉課 ☎42・0708

女性に対する暴力をなくす運動

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。次の機関では、年間を通じて相談を受け付けていますので、一人で悩まず早めに相談してください。秘密は厳守します。

【問い合わせ先】

県婦人相談所 ☎089・927・3490
県男女共同参画センター
☎089・926・1644

えひめ・まつやま産業まつり

県内最大級の産業の祭典！県内各地の特色ある産品の展示・販売や製造実演・体験など、愛媛の産業を見て、触れて、食べて、楽しませませんか。

- 1 日 時 11月23日(土) 午前9時30分～午後4時30分
11月24日(日) 午前9時30分～午後3時30分
- 2 場 所 城山公園やすらぎ広場(松山市堀之内)

【問い合わせ先】 県ブランド戦略課 ☎089・912・2541

宇和島税務署からのお知らせ

平成25年分年末調整説明会の開催について

宇和島税務署では、平成25年分源泉所得税の改正・納付書などの記載要領・年末調整の仕方について、次の日程で説明会を開催します。

年末調整関係諸用紙を封入した封筒を事前に送付しますので、ご来場の際にご持参ください。

- 1 日 時 11月19日(火) 午後2時～4時
- 2 会 場 鬼北町近永公民館 2階講堂
- 3 対象地域 宇和島市三間町・鬼北町・松野町

最低賃金改正のおしらせ

平成25年10月31日から愛媛県最低賃金は、1時間666円です。

1 最低賃金についての問い合わせ先

愛媛労働局賃金室 ☎089・935・5205
宇和島労働基準監督署 ☎0895・22・4655

秋季全国火災予防運動が実施されます

1 目的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的としています。

2 全国統一防火標語

『消すまでは 心の警報 ONのまま』

3 実施期間

11月9日(土)～11月15日(金)

4 住宅防火 命を守る 7つのポイント

① 3つの習慣・4つの対策②

① 3つの習慣

I 寝たばこは、絶対やめる。

寝たばこをして眠り始め、手からポロリと布団に落ちると、長い時間くすぶった状態になり、その後発火する危険性があります。寝たばこは絶対にしないようにしましょう。

II ストープは、燃えやす

いものから離れた位置で使用する。



カーテンや障子などから離れたところで使用して、洗濯物は上方で干さないようにしましょう。

III ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

ちよつとだからと言って火を付けたまま用事をしない。離れるときは炎を小さくするだけではため、必ず火を消してからにしましょう。

② 4つの対策

I 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。

II 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。

III 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。

IV お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

第10回消防フェアを開催します

火災が発生しやすい時季を迎え、火災予防思想の一層の普及推進を図るとともに、消防と一般住民とのふれあいをとおして、広く防火防災意識を高めることを目的として、3年に1回実施しています。

1 日 時 平成25年11月17日(日)

午後1時～午後3時まで

2 場 所 宇和島商店街アーケード・旧中央町ふれあい広場

3 主 催 宇和島地区防火協会・宇和島地区広域事務組合消防本部・宇和島消防署

4 協 賛 宇和島地区危険物安全協会・宇和島地区少年婦人防火委員会・宇和島商店街連盟

5 内 容

・宇和島商店街アーケード

・防火もちつきコーナー (午後1時30分・2時・2時30分におもちを配布します。)

・抽選コーナー(空くじなし)・消防自動車見学コーナー・ロープ渡り体験コーナー・救急コーナー・防火広報コーナー

・防災用品展示コーナー・地震パネル展示コーナー・住宅用火災警報器啓発コーナー

〔旧中央町ふれあい広場〕

・地震体験コーナー・梯子車体験乗車コーナー・煙体験コーナー・消火訓練コーナー・非常食試食展示コーナー

※体験・訓練コーナーに挑戦すると、空くじなしの抽選券がもらえます。コーナーによって人数の制限を行うことがあります。

松野町鳥獣被害対策実施隊委が発足しました

10月3日(木)午前10時から松野町鳥獣被害対策実施隊委嘱式が開かれました。

当日は、松野猟友会森田会長、目黒猟友会協本会長をはじめ、5名が出席し、猟友会の会員を代表して委嘱を受けました。

鳥獣被害対策実施隊とは、地域での実践的な鳥獣被害防止活動を担う組織で、有害鳥獣の捕獲や防護柵の設置などの活動を行います。

有害鳥獣の捕獲については、これまでも松野猟友会や目黒猟友会の会員の努力により、捕獲実績は伸びていますが、依然として多数の被害が発生しています。今後は、鳥獣被害対策実施隊を中心として、農作物等の被害が少しでも減るよう、野生鳥獣と人間が共存できる環境づくりを進めるために積極的な活動を行っていく予定です。

自転車に乗る時はヘルメットの着用を心掛けましょう

本年7月1日から、「愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例」が施行され、ヘルメットの着用は、自転車利用者の励行事項に定められています。



ヘルメットをかぶっていないければ、死亡していたと推定される大きな事故も発生しています。

【事故の概要…ヘルメットで一命をとりとめた事例】

男性が自転車で道路左側を直進中、センターラインをはみ出して進行してきた普通乗用車と正面衝突した。男性は、頭部を普通乗用車のフロントガラスに打ちつけ転倒し、脊椎骨折・肺挫傷等の重傷を負ったが、ヘルメットを着用していたため、頭部に大きな損傷はありませんでした。

「自転車事故死者8人中、頭部損傷による死者は6人で75%を占めています」

【県内の自転車事故発生状況…平成25年8月末】

○自転車事故の発生件数は773件（昨年比－40件）、負傷者は737人（昨年比－50人）
死者は8人（昨年比＋2人）

○死者8人中、65歳以上の高齢者は6人
自転車は、自動車の仲間である「軽車両」です。交通ルールやマナーをきちんと守り、自らの命を守るためにもヘルメットを着用して安全運転に心がけましょう。

宇和島地区広域事務組合職員募集

1 募集職種・人員

- ① 事務職員 2名程度
- ② 看護職員 8名程度

2 採用年月日 平成26年4月1日以降

3 勤務内容

- ① 事務職員 事務局または施設の行政事務に従事
 - ② 看護職員 広域社会福祉施設の看護業務に従事
- ※採用当初は、居住地を考慮し、看護師は特別養護老人ホーム又は乳児院、准看護師は特別養護老人ホームの勤務

※特別養護老人ホームは夜勤なし。乳児院は週1回程度夜勤又は宿直あり

4 受験資格

【個別事項】

- ① 事務職員
 - (1) 昭和59年4月2日以降生まれで、大学卒業以上（平成26年3月卒業見込みを含む）
 - (2) 採用後、宇和島市、松野町、鬼北町及び愛南町に住む人
- ② 看護職員
 - (1) 昭和39年4月2日以降生まれで、看護師又は准看護師免許を持つか、平成26年4月末日までに免許取得見込みの人
 - (2) 採用後、通勤可能な地域に住む人

【共通事項】

- ① 日本の国籍を持つ人
- ② 地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない人

5 試験日程・内容

- ① 1次試験 平成25年12月14日(土)

事務職員 教養、事務適性検査、作文

文

看護職員 看護師適性検査、作文

6 受験手続

- ② 2次試験 平成26年1月中旬
面接（※1次試験合格者のみ）

志願表、健康診断書を11月1日(金)～11月29日(金)の執務時間中に広域事務組合管理課人事係に提出
※試験案内・志願表は、広域事務組合管理課、広域福祉施設で交付。ホームページ (<http://www.ranpu.or.jp/>) からダウンロード可

【提出先・問い合わせ先】

〒798・8601 宇和島市曙町1番地
宇和島地区広域事務組合管理課人事係
☎0895・22・8664

陸上自衛隊高等工科学校生徒募集

1 一般採用（1次）試験

- ① 応募資格 中卒（見込含む）17歳未満の男子
- ② 受付期間 平成26年1月10日(金)締切
- ③ 試験日 平成26年1月18日(土)
- ④ 試験会場 宇和島市役所
- ⑤ 試験科目 国語・社会・数学・理科・英語（択一式）及び作文（500字程度）

2 推薦採用試験

- ① 応募資格 中卒（見込含む）17歳未満の男子で、成績優秀により学校長が推薦
- ② 受付期間 平成25年12月6日(金)締切
- ③ 試験日 平成26年1月11日(土)～13日(月)のうち指定する1日
- ④ 試験会場 陸上自衛隊高等工科学校（神奈川県横須賀市御幸浜2-1-1）
- ⑤ 試験科目 口述試験、筆記試験（作文含む）、身体検査

【連絡先】

自衛隊宇和島地域事務所 ☎23・5431

架空請求のトラブルがまた増加…?!

1 はがきから電子メールに

はがきや電話などで身に覚えのない料金を請求されるという架空請求がもつとも多かつたのは平成16年度で、全国で68万件に上り、社会問題になりました。平成16年度からは年々減少していましたが、平成24年度からは再び増加に転じています。従来架空請求ははがきによるものが多かったのですが、24年度では相談の約8割が電子メールによるものに変わってきています。電子メールの場合、本人が悩んでいても家族など周囲の人がやり取りに気づくのが遅れる傾向があります。

請求の名目

「総合情報サイト利用料」「モバイルコンテンツ利用料」「有料サイト利用料」などと詳細がよくわからないデジタルコンテンツの利用料名目の請求が増えています。

また、多くの場合、具体的な金額を明記せず、「このままでは裁判や訴訟になる」「退会処理希望の方は本日中午に連絡ください」などと不安をあおって、請求者に連絡を取らせようとします。

2 被害にあわないためのアドバイス

① 請求者に連絡しない、支払わない

「本日中午に大至急連絡ください」などと書かれていても慌てて請求者に連絡をしてはいけません。サービスを利用していなければ料金の請求を受けても無視しましょう。「これ以上関わりたくないから」という理由でも、一度支払うとターゲットにされ次々と請求されます。決して支払わないでください。

② 消費生活相談窓口相談する

支払い義務があるかどうか自分ではわからない場合や不安になった場合は、一人で悩まずに身のまわりの相談できる人やお近くの消費生活相談窓口にご相談しましょう。脅迫された場合などは警察に相談しま

しょう。

【消費生活に関する相談窓口】

産業振興課 ☎42・11116

愛媛県消費生活センター

☎089・925・3700

女性に対する暴力をなくす運動

女性に対する暴力のひとつに「配偶者からの暴力」があります。配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。一人で悩まないで、早めに相談してください。相談は無料、秘密は厳守します。

1 実施期間 11月12日(火)〜25日(月)

2 相談機関

県婦人相談所

☎089・927・3490 (月〜金)

県男女共同参画センター

☎089・926・1644 (火〜日)

県警察本部

☎089・931・9110 #9110

町民課

☎0895・42・1113 (内線265)

平成26年度保育園入園申し込みについて

申し込み受付 12月2日(月)〜12月13日(金)

平成26年4月から、町内保育園へ入園希望する方は、「入園申込書」に必要な事項を記入の上、「添付資料」を添えて12月13日までに提出してください。

入園申し込み書や就労証明書並びに就労状況調査票などは、各保育園、町民課に備えてあります。

【入園基準】

町内に住む児童で、保護者が次のいずれかの理由のために家庭で保育できない場合

○昼間仕事をしている。

○出産、病氣中または心身障害者である。(出産が理由の場合は出産前後8週間のみの保育となります。)

○長期間病人や障害者の看護などをしている。

○災害を受け復旧にあたっている。

実態調査をして家庭保育が難しい程度の順に入園を決定します。

※心身の発育、発達に不安のある児童は申し込みの際に相談してください。

※0歳児は受け入れができない場合がありますので、事前に相談してください。

【提出書類】

入園申込書、保護者の就労状況証明書(雇用証明書、就労証明書など)

用紙については、各保育園と町民課にありますので、11月中に取りにきてください。

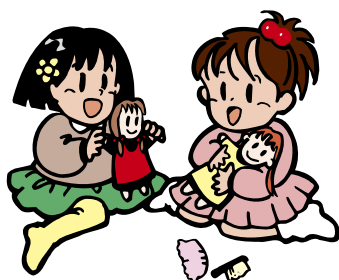
【広域入所】

町内に住む人で、仕事の関係などで近隣の市町の保育園(所)入園(所)希望する場合は相談してください。

【保育料】

保育料は児童の保護者に対して、課税された所得税・町民税の額で決定します。

(申込後、源泉徴収票などをご提出ください。)



平成25年度公共工事の発注の見通しについて

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第7条及び同法施行令（平成13年政令第34号）第5条の規定に基づき、松野町において発注することが見込まれる工事について、工事の名称、概要、入札を行う時期などの公共工事の発注見通しに関する事項を公表します。

この公表における公共工事は、250万円を超えると見込まれるものが対象です。

※ここに公表する内容は、公表時点での予定であるため、実際に発注する工事が公表内容と異なる場合、またはここに公表されていない工事が発注される場合があります。

平成25年10月1日現在

工事の名称	工事実施場所	工事期間	工事種別	工事の概要	入札及び契約の方法	入札を行う時期				担当部署名
						第1四半期 (4月～6月)	第2四半期 (7月～9月)	第3四半期 (10月～12月)	第4四半期 (1月～3月)	
小水力発電モデル整備工事	松野町 大字目黒	12月～2月	発電設備	小水力発電装置整備 (出力5kW～25kW)	指名競争入札			○		総務課
有害獣解体処理施設整備工事	松野町 大字富岡	11月～3月	建築	建築工事(改修)、電気設備工事、給排水ガス設備工事、冷暖房換気設備工事、汚排水浄化設備工事、調理・加工器具等設備工事1式	指名競争入札			○		産業振興課
育苗栽培システム改修工事	松野町 大字吉野	10月～3月	建築	温室内環境制御システム改修工事、プールベンチ溶液管理システム改修工事、温湯暖房ラインポンプ制御装置改修工事1式	指名競争入札			○		産業振興課
虹の森公園改修工事	松野町 大字延野々	11月～3月	建築	テント移設工事、直売所増設工事、レストラン改修工事、バーベキュー広場工事、空調設備更新工事1式	指名競争入札			○		産業振興課
町道古井谷線舗装工事	松野町 大字延野々	10月～1月	舗装	L=448.51m、W=5.5(9.25)m、舗装工1式	指名競争入札			○		建設環境課
町道葛川富岡線改良工事	松野町 大字吉野	12月～3月	土木	L=100m、W=4.0(5.0)m、土工1式、擁壁工1式、ブロック積工1式、排水工1式、防護柵工1式、法面保護工1式	指名競争入札			○		建設環境課
町道上目黒浅辺線改良工事	松野町 大字目黒	12月～3月	土木	L=100m、W=4.0(5.0)m、土工1式、擁壁工1式、ブロック積工1式、排水工1式、防護柵工1式	指名競争入札			○		建設環境課
町道桑奥線改良工事	松野町 大字豊岡	10月～2月	土木	L=77.30m、W=3.0(4.0)m、擁壁工1式、ブロック積工1式、排水工1式、舗装工1式	指名競争入札			○		建設環境課
奥野川1-21がけ崩れ防災対策工事	松野町 大字奥野川	10月～2月	土木	法覆コンクリート L=15m、排水工 L=15m	指名競争入札			○		建設環境課
目黒9-20がけ崩れ防災対策工事	松野町 大字目黒	12月～3月	土木	法覆コンクリート L=16m、排水工 L=16m	指名競争入札			○		建設環境課
小集落改良住宅松丸第1・第2団地テラス設置工事	松野町 大字松丸	10月～1月	建築	テラス設置工事1式(10戸)	指名競争入札			○		建設環境課
松野中学校体育館耐震補強工事	松野町 大字延野々	1月～3月	建築	耐震補強工事1式、建築工事1式、設備工事1式	指名競争入札			○		教育課
史跡河後森城跡環境整備工事	松野町大字 松丸・富岡	11月～3月	土木	史跡公園としての環境整備工事1式 遺構表示5基外	指名競争入札			○		教育課

11月の森の国行事予定表

日	曜日	予 定	当……休日当番医 可……可燃物回収日	大……粗大ごみ、小型家電回収日 不……不燃物回収日 古……古紙類回収日
1	金			可葛川以外町内全域 古松丸・吉野・蕨生・奥野川
2	土	松野町文化祭 秋の滑床自然観察登山		
3	日	松野町文化祭 休日健康診断（保健センター） 松野町産業祭「まつのチカラ展」	当林整形外科クリニック☎23-0007 当田中循環器科内科☎22-0504	当山下小児科☎23-0055 当旭川荘南愛媛病院☎45-1101
4	月	当善家外科脳神経外科☎22-1484 当吉田内科泌尿器科医院☎25-1330	当こおり小児科☎24-5633 当市立津島病院☎32-2011	可葛川以外町内全域
5	火			不豊岡・延野々・富岡・目黒・上家地
6	水		大上家地集会所	可上家地以外町内全域 古豊岡・延野々・富岡・目黒・上家地
7	木			不松丸・吉野・蕨生・奥野川
8	金			可葛川以外町内全域 古松丸・吉野（葛川除く）・蕨生・奥野川
9	土	予土交流球技大会（ゴルフ）		
10	日	吉野生地区文化祭 松野西小学校学芸会 棚田まつり 松野町消防団防火デー	当二宮整形外科☎25-8600 当兵頭内科医院☎25-2772	当こばやし小児科☎23-1150 当鬼北町国保愛治診療所☎46-0005
11	月			可葛川以外町内全域
12	火			不豊岡・延野々・富岡・目黒
13	水	乳幼児健康診査（保健センター）	大富岡集会所	可上家地以外町内全域 古豊岡・延野々・富岡・目黒
14	木			不松丸・吉野（葛川除く）・蕨生・奥野川
15	金			可葛川以外町内全域 古松丸・吉野（葛川除く）・蕨生・奥野川
16	土			
17	日	天ヶ滝もみじまつり 松野中学校文化祭	当加藤整形外科☎22-7111 当和霊町松浦内科☎23-1510	当やくしじこどもクリニック☎24-1386 当いしむら整形外科☎20-6635
18	月			可葛川以外町内全域
19	火			不豊岡・延野々・富岡・目黒・上家地
20	水		大豊岡前公民館	可上家地以外町内全域 古豊岡・延野々・富岡・目黒
21	木	松野町音楽発表会 肺がんCT検診（午前：目黒基幹集落センター／午後：吉野生支所）		不松丸・吉野・蕨生・奥野川
22	金	肺がんCT検診（保健センター）		可葛川以外町内全域 古松丸・吉野（葛川除く）・蕨生・奥野川
23	土	当小川クリニック☎23-3599 当宇都宮内科胃腸科☎25-7228	当山下小児科☎23-0055 当町立北宇和病院☎45-1221	
24	日	予土交流球技大会（テニス）	当上甲外科クリニック☎25-5811 当松澤循環器科内科☎25-5858	当こばやし小児科☎23-1150 当松野町国保中央診療所☎42-0707
25	月			可葛川以外町内全域
26	火			不豊岡・延野々・富岡・目黒
27	水		大豊岡後集会所	可上家地以外町内全域 古豊岡・延野々・富岡・目黒
28	木			不松丸・吉野（葛川除く）・蕨生・奥野川
29	金			可葛川以外町内全域 古松丸・吉野（葛川除く）・蕨生・奥野川
30	土	チャリティレクバレー大会 まちづくり講演会「ちょんまげ支援隊の被災地報告会」18：30～		